

高岡市立木津小学校 いじめ防止基本方針

平成26年

1 基本理念

いじめは、いじめを受けた児童の人権を侵害する行為であり、その心身の健全な成長および人格の形成に影響を与えるのみならず、人の命に関わる重大な問題です。

したがって、いじめの防止等の対策には、「いじめは人間として絶対に許されない」という強い認識をもち、学校、家庭、地域、市教育委員会、その他児童の教育に関わる全ての者が連携し、いじめの問題を克服することを目指して行わなければなりません。

本校では、学校が全ての児童にとって安心・安全で、楽しく充実していると実感できる「心の居場所」となるよう指導体制の充実を図り、家庭や地域等と連携して、いじめの防止等に取り組めます。

さらに、児童自らが、いじめの問題を自分たちの問題として捉えることが大切であり、児童会によるいじめの防止等の主体的な取組を積極的に推進します。

2 いじめの防止等の対策

(1) いじめの未然防止

いじめはどの児童にも起こり得るという意識をもち、全ての児童を対象に、いじめに向かわせないための取組を行います。

児童の主体性を重んじ、いじめを自分たちの問題として捉え、いじめを生まないようにするための主体的な取組を支援し、児童一人一人のよさが発揮され、互いに支え合い、認め合う望ましい人間関係を育てます。

① 児童理解と環境づくり

- ・ いじめに関する校内研修を行い、教職員自らが人権意識を高めます。
- ・ 教職員が率先していじめを許さない風土づくりに努め、共感的な人間関係を築きます。
- ・ 児童全員と定期的な個人面談を実施し、一人一人のよさや課題の把握に努めます。
- ・ 児童とともに活動し、気になる児童には声をかけ、速やかに話を聴きます。
- ・ 児童一人一人の言動に気を配り、いいところを認めると同時にダメなことはダメと指導します。
- ・ 「木津スタンダード2014」を基に、基本的な生活習慣と集団のルールの定着を図ります。

② 自尊感情を育み、互いを思いやる豊かな心の育成

○「いのちの教育」の推進

- ・ 道徳の時間に、命の尊さ、人権尊重、いじめ防止に関する資料を使って授業をします。
- ・ 植物や動物を育てる活動を大切にします。
- ・ ソーシャルスキルトレーニングやアサーショントレーニングを取り入れ、人と関わったりコミュニケーションを図ったりする能力を育てます。

○児童が主体となる取組の充実

- ・ なかよしタイムやなかよし清掃などの学年の枠を越えた活動を大切にし、思いやりと感謝の心を育てます。
- ・ 児童会が中心となって、挨拶運動を推進し、望ましい相互の関係づくりに努めます。また、あったか言葉（感謝、励まし、ねぎらい、称賛等）を奨励するとともに、ボランティア活動に積極的に取り組みます。
- ・ 学級や学年、児童会の自治的活動を推進し、自己有用感や自己肯定感を育てます。

③ 家庭や地域等との連携

- ・ いじめ防止基本方針を公表し、保護者や地域の理解を得るよう努めます。
- ・ P T A、自治会および校区の中学校と連携し、挨拶運動を実施します。
- ・ 保護者に、家庭におけるいじめの未然防止や早期発見に関する資料を配布します。
- ・ ネットいじめを防止するため、LINE や facebook、Twitter 等の SNS や通信機能付きゲームの適切な利用方法を含む情報モラル教育を計画的に進めます。
- ・ 保護者向けネットいじめ防止のための啓蒙活動を実施します。
- ・ 専門家（スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等）と連携し、気になる子供のアセスメントを求めます。
- ・ 家庭環境の課題には、早期に主任児童委員、児童相談所、行政機関等と協力し支援に当たります。

(2) いじめの早期発見

ささいな兆候であっても、いじめではないかとの危機意識をもち、軽視することなく、積極的に関わります。また、早い段階からチームを組んで的確に対応します。

① 日常的な観察

- ・ 始業前や休み時間、放課後には、児童と共に過ごす時間の確保に努めます。授業時は、担任（教科担当者）が早めに教室等へ行きます。
- ・ 毎月の「心を見つめて」や学級日誌、児童との雑談や普段の授業等から、情報を集め、教職員間で情報の共有に努めます。また、迅速な報告・連絡・相談・確認に努めます。

② アンケート調査

- ・ 毎月25日に、児童に自らの学校生活の中で心が温かくなったことと気にかかること・いやだったことを「心を見つめて」として書かせ、気になる記述については速やかに面談を実施し、必要に応じ保護者と連携しながら対応します。
- ・ 個別の全員面談の前に、人権教育を進めるための「生活振り返りカード」を書かせ、面談に活用します。

③ 教育相談

- ・ 全教職員が児童への声かけを日常的に行うことによって、児童が何でも相談できる環境づくりに努めます。
- ・ 児童全員へ定期的な個人面談を実施します。（年3回）
- ・ 保護者や地域からの情報を得るため、「いじめ相談窓口」を周知します。
- ・ 児童や保護者が、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーと気軽に相談できるようコーディネートに努めます。

(3) いじめの対応

いじめを発見した場合や通報を受けた場合、直ちにいじめを受けた児童等の安全を確保し、いじめ対策委員会において組織的な対応を行います。

また、必要に応じて市教育委員会や関係機関等と連携して対応します。

① いじめの発見・通報を受けたときの対応

- ・ 児童や保護者からのいじめの相談や訴えがあった場合には、真摯に受け止め傾聴します。
- ・ いじめられた児童やいじめを知らせた児童の安全を確保します。
- ・ 発見・通報を受けた教職員は一人で抱え込まず、直ちに、いじめ対策委員会で情報を共有します。
- ・ いじめ対策委員会が中心となり、役割分担して速やかに関係児童から事情を聞き取るなどして、いじめの事実確認を行います。

- ・ 事実確認の結果は、教育委員会に報告するとともに、被害・加害児童の保護者に連絡します。
- ・ 傷害や器物損壊はじめ犯罪行為として取り扱われる可能性のある事案については、警察に相談または通報し、連携して対応します。

② いじめられた児童及びその保護者への支援

- ・ スクールカウンセラー等と連携し、いじめられた児童の心のケアや保護者への支援を行います。
- ・ いじめられた児童が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう複数の教職員の協力の下、当該児童の見守りを行うなど、環境を整えます。

③ いじめた児童への指導及びその保護者への助言

- ・ いじめがあったことが確認された場合、いじめられた児童やその保護者への謝罪、いじめた児童への指導等について、保護者と連携して適切に対応します。
- ・ いじめた児童への指導に当たっては、いじめは人格を傷つけ、生命、身体又は財産を脅かす行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させます。
- ・ いじめた児童が抱える問題など、いじめの背景にも目を向け、必要に応じてスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等と連携し、当該児童の健全な人格の発達に配慮した対応を行います。

④ いじめが起きた集団への働きかけ

- ・ いじめを見ていた児童に対しても、自分の問題として捉えさせます。たとえ、いじめを止めさせることはできなくても、誰かに知らせる勇気をもつよう指導します。
- ・ はやし立てるなど同調していた児童に対しては、それらの行為はいじめに加担する行為であることを理解させます。

⑤ ネット上のいじめへの対応

- ・ ネット上の不適切な書き込み等については、被害の拡大を避けるため、当該児童に指導するとともにその保護者に連絡し、直ちに削除させます。
- ・ 児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに警察に相談し、連携した対応をとります。

(4) いじめの再発防止

同じ児童が被害となるいじめが再発したり、いじめのターゲットが変わっていじめが続いたりすることを防ぎます。

また、事案について検証し、同様の事案が発生しないよう必要な対策を講じます。

① 児童の見守り

- ・ いじめが解決したと思われる場合でも、継続して十分な注意を払い、折に触れ必要な指導を行います。
- ・ 児童の変化を定期的に確認・検証します。必要に応じて支援策を修正し、支援を継続して行います。

② 再発防止の取組

- ・ お互いを思いやり、尊重し、生命や人権を大切にする指導等の充実に努めます。
- ・ 道徳や学級活動の時間にいじめに関わる問題を取り上げ、指導を行います。

3 いじめ対策委員会

(1) 構成員

- ・ 校長、教頭、教務主任、生徒指導主事、特別支援教育コーディネーター、学年主任、養護教諭、その他関係する教職員

※ 必要に応じて、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、その他関係機関や関係諸団体の代表者等を追加する。

(2) 役割

- ・ 学校いじめ防止基本方針に基づく取組の実施と進捗状況の確認、見直し
- ・ 教職員の共通理解と意識啓発（校内研修等）
- ・ 児童や保護者・地域に対する情報発信と意識啓発、意見聴取
- ・ いじめやいじめが疑われる行為を発見した場合の相談窓口
- ・ いじめ事案の調査と対応

4 年間計画

月	取 組	月	取 組
4	・いじめ対策委員会設置 ・校内研修（いじめ対応に関する共通理解） ・「心を見つめて」の実施	10	・いじめ対策委員会開催 ・教育相談（全員面接） ・「心を見つめて」の実施
5	・いじめ対策委員会開催 ・「心を見つめて」実施 ・児童会による挨拶活動 ・主任児童委員との情報交換会	11	・いじめ対策委員会開催 ・児童会によるいじめ防止週間 ・「心を見つめて」の実施
6	・いじめ対策委員会開催 ・児童会による挨拶活動 ・「心を見つめて」の実施 ・教育相談（全員面接）	12	・いじめ対策委員会開催 ・「心を見つめて」の実施 ・学校評価の実施
7	・「心を見つめて」の実施 ・学校評価の実施 ・いじめ対策委員会開催	1	・いじめ対策委員会開催 ・「心を見つめて」の実施
8	・いじめに関する校内研修会（事例研究）	2	・いじめ対策委員会開催 ・教育相談（全員面接） ・「心を見つめて」の実施
9	・いじめ対策委員会開催 ・児童会による挨拶活動 ・「心を見つめて」の実施	3	・学校評価の結果集計、考察 ・いじめ対策委員会開催 ・「心を見つめて」の実施 ・全教職員による基本方針見直し

5 評価と改善

- ・ 学校評価にいじめ防止対策に関する項目を設け、評価を行います。
- ・ 「いじめの問題への取組についてのチェックポイント（学校用）」を活用し、学校の取組について評価し、改善を図ります。
- ・ この基本方針に基づく具体的取組については、いじめ対策委員会において協議し、必要に応じて適宜見直しを行うとともに、毎年度末に全教職員によって内容の確認を行います。